

砺波散村地域研究所 研究紀要

第26号

講演

庄川扇状地河川の魚類

田中 晋

論文

2000年の庄川扇状地右岸中田地区の河川工事に伴う溺水事故とその補償問題

藤井 昭二
吉田 久志

南砺市の平成20年7月28日豪雨災害について

堀越 勝
神嶋 利夫

砺波農民の相馬中村藩への移民

千秋 謙治

中世砺波・射水の舞楽曼茶羅供一寺院と芸能

松山 充宏

レポート

砺波高等学校生徒による郷土資料館をプロデュースしよう
—様々なメディアを活用した情報発信—

江守 恒明

報告

飛騨屋集落総合調査について経過報告

事務局

庄川源流調査報告

”

庄川上流地域見学会実施報告

”

平成20年度砺波散村地域の学習講座

”

平成20年度活動記録

”

2009年3月

砺波市立砺波散村地域研究所

砺波農民の相馬中村藩への移民

千秋謙治

- はじめに
- 一 中村藩の新百姓導入策
- 二 移民家族への対応
- 三 越中からの相馬へ
- 四 真宗寺院と門徒
- まとめとして

はじめに

幕藩体制の変容は、幕府を巡る情勢の変化に止まらず、北陸の砺波地方でも単一領内での人口移動ではなく、広範囲な地域への人口移動という側面からも現れた。

それは砺波郡の農民が金沢城下や近くの在郷町への出稼や奉公人、そして下男や下女としての住み込みとして現れたばかりではなく、他領の関東諸藩や天領、さらに奥州相馬への家族を伴った移住という現象としても見られた。

相馬中村藩の移民研究に、福島県相馬市の民俗学研究者岩崎敏夫が『宗教移民の同化について―福島県海岸地方の移住―』として『人類科学』第七輯（一九五五）に発表し移民研究の端緒をつくった。岩崎

は、その研究をさらに進めて一九六三年に『本邦小祠の研究―民間信仰の民俗学的研究―』（名著出版）に「真宗移民の相馬に及ぼせる影響」として成果を集約した。

続いて東北学院大学の岩本由輝は、同大学の研究紀要で一九九六年から二〇〇一年に至るまで「陸奥中村藩における新百姓取立政策の展開」として相馬の移民問題を継続的に発表した。

加賀藩から他領、特に関東への移民については、すでに砺波散村地域研究所の『研究紀要』第十二号（一九九五）に、拙稿「下総北部への砺波郡百姓の移住」としてその一端を論じた。相馬中村藩の新百姓導入は、これらの関東諸藩や天領がとった入百姓導入の施策とは異なっている面が多々ある。

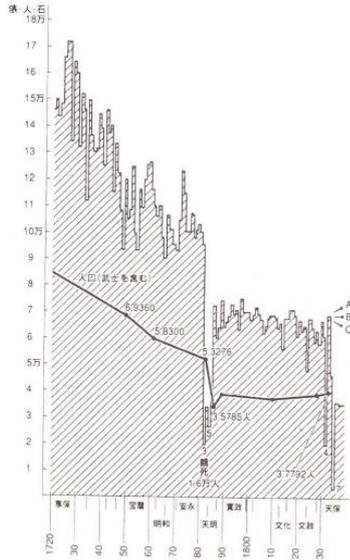
本稿では、これらの点にも注目しながら、奥州相馬の中村藩へと向かった越中砺波郡の真宗家族集団の移民について、現地の福島県双葉

郡浪江町、相馬市などを訪れて現地調査、史料調査をした成果を踏まえて、その一端を述べたい。中村藩の行った他領からの移民導入は、関東諸国のように入百姓ではなくて新百姓と表現したので、本稿はこれに従って「新百姓」との表現を用いた。

一 中村藩の新百姓導入策

天明の飢饉と中村藩

相馬中村藩が他領から移民の導入策を取り入れる直接的な要因となった天明の大飢饉の概略をここで見ておきたい。北陸では天明の凶作はさほど大きな被害をもたらさなかったが、奥州東部の浜通りに広がる相馬六万石の中村藩は、天明三年（一七八三）から翌年にかけて続く凶作で、東北の諸藩と同様に甚大な被害を被った。



相馬中村藩の年貢収納と人口の変遷(1920~35)
板倉聖宣『日本史再発見』207頁所収

中村藩が二宮尊徳の指示で調査した年貢米の収納量、人口などの数量処理史料に基づいて、板倉聖宣は第一図(1)のように飢饉と年貢収納量との関係を表化して、凶作を契機として貢収納量に極端な減少傾向が現れたことを具体的に明らかにした。

天明の飢饉によって藩内にある宇多郷など七郷の人口四八、二四三人のうちで、約九パーセントにあたる四、四一七人が飢餓と病気で亡くなり、一、八四三人が失踪した。その結果として空き家が一、三七戸となった大被害であった(2)。

その翌年の天明四年も「春、采邑ノ者飢餓疫死、至四月疫癘流行、死失ノ民六月迄八千五百人余」と中村藩の記録にあるように(3)、領内では凶作が続いて領民の暮しは悲惨を極めた。さらに藩財政も極度に悪化して文化十年（一八一三）の藩借財は三〇万両に達した。藩から幕府への借財要請も数回にわたって拒否され、ようやく五〇〇〇石が支給されるに止まった。

藩財政の復旧と貧窮した領民の救済と、激減した人口の増加を図るために藩は種々の施策を模索して、その推進を図った。その施策には他領からの新百姓の導入や、二男三女以上の子女に対する養育料の支給、墮胎や間引きなどの悪習の矯正があった。

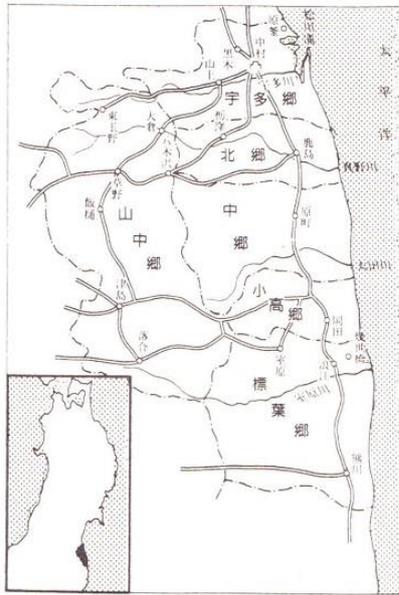
新百姓導入策の初期段階は、家老の久米泰翁が藩財政の回復は他国より農民を入れるのが最良と藩主に献策したが、藩論は財政節約のためと久米の案に反対した。その結果、久米は独力で事に当たるより途はないと考え、家老職を辞して移民誘導を進めたとする。

そこで久米翁は、文化七年（一八一〇）に越中から中村藩を訪れた蘭教や、翌年にやはり越中からきた発教と相談して越中から四家族を

誘導して定住を図った。これが越中から移民を導入した端緒とする。

この家老を辞してまで久米翁が新百姓導入策を貫いたという見解は旧富山大学の坂井誠一が採る論旨でもある(4)。この論旨の根底には、昭和三十八年(一九六三)に岩崎敏夫が発表した見解があった。

この岩崎敏夫の見解に、岩本由輝は平成八年(一九九六)に発表した論文(5)で「久米が仕えていた藩主相馬樹胤が隠居し、新藩主の嗣子益胤は、新に家老に佐藤孟信を登用し、前家老の久米翁が意図する移民導入策を包括した藩政改革が進められた」として、新百姓の取立策は、前家老が行った個人的な施策ではないとの見解を示し、「従天明天保新百姓御取方万控」などの史料に基づいた中村藩の新百姓導入策の分析を行った。



相馬中村藩領域図 図の上部の中村に藩主の城があった。

藩政改革と新百姓導入

前項で述べたように、相馬中村藩の新百姓の研究の端緒には岩崎敏夫による見解がある。これに対して岩本由輝は新藩主の藩政改革が絡んだと具体的に論述する。

中村藩の藩政改革は、天保の飢饉が続くなかで藩士の禄高を六分の一に減額し、藩主の財宝も全て処分するなど徹底した緊縮財政政策のなかで進められた。しかも領民救済に天保六年と翌七年の二カ年だけで米四万七、六三八俵(中村藩の米一俵は三斗二升)を藩から支出したため、天保七年の藩収支は赤字となったが結果として天保の飢饉では藩内からは一人の餓死者も出さずに済んだ。藩財政の健全化よりも領民救済を優先した施策である。この藩の施策は移民誘致に好印象となったことは確かであった。

徹底した藩政改革を開始した文化十年(一八一三)から、同藩が二宮仕法を開始する弘化二年(一八四五)にかけての約三〇年の間に、北陸などの他領から、家族を単位とする移民、中村藩でいう新百姓の導入策が積極的に実施された。この他領からの新百姓導入策によって中村藩は人口八、九四三人、戸数にして一、九七四軒が導入されて、荒地地復旧を中心にして一六、六八二石の水田と一四、六八四石の畑地の合計三万石余りの土地が開発されたという(7)。

中村藩の新百姓の導入策は、二宮仕法が採用された弘化二年(一八四五)以降も続けられた。例えば萱浜村では安政四年(一八五七)に五十軒の新百姓が取り入れられている。その生国が加賀二五組、越後一四組、越前が三組、そして最上が三組とある。越中が一組もないのは加賀の二五組に含まれている可能性は高い。

商業資本の導入策を採用

相馬中村藩が激減した領内の人口増加策として主導した他領からの新百姓導入策は、いくつかの段階をへて実施された。

その第一段階は、金主立百姓取立策である。それは他領からの新百姓が開墾にかかる費用を、藩内の有力商人に出させる商業資本導入の施策であった。藩内の有力商人で新百姓の導入に参画したのは、城下の鈴木庄左衛門、渡辺孫八、小林助太郎、そして松本七郎左衛門であった。のちには江戸の海津伝兵衛も加わるなど、在地商人に拘泥しないで商業資本を導入したのであった。

具体的には文化七年（一八一〇）二月の「永代御料地開発御定七ヶ条」の条項にある十年間に一〇〇石の石高を開墾するために、参加商人一人に一〇〇〇石の開発義務を負わせるものであった。

富豪商人は、導入した新百姓の家作・農具・家具・扶持米など一切を引受けて荒れ地の開拓に従事させた。開墾してから五年間は無年貢、その後は、その村免の半分とする割で年貢を納めさせて、残りの半額は建主である商人が受け取る方法であった。このようにして天保元年までに二〇〇軒の新百姓を取立てて、九五一人の入百姓があった。

注(1) 板倉聖宣『日本史再発見―理系の視点から―』二〇七頁 朝日新聞社 一九九四

- (2) 『詳胤公御年譜I』天明三年十月一日より天明四年三月十五日迄 『福島県史』通史編二六〇頁「天明飢餓死亡離散表」
- (3) 『御経済略記』『福島県史』〔九〕一七七頁
- (4) 坂井誠一「北陸門徒の関東・東北移民」『上越教育大学紀要』第二号（一九八三）

(5) 岩崎由輝「陸奥中村藩における新百姓取立政策の展開（四）」

『東北文化研究所紀要』第三一号 一九九九年 東北学院大学東北文化研究所

東北文化研究所

(6) 今村美寿『相馬藩政史』相馬郷友会 東洋書院 一九七九

(7) 岩本由輝「陸奥中村藩における新百姓取立政策の展開」『東北文化研究所紀要』二八号 一九九六年 東北学院大学東北文化研究所

二 移民家族への対応

移民百姓手当て品々の記録

在地商人の財力に依存した新百姓取立て時期の移民保護に関わる文書がある。それは文政十一年（一八二四）十月から天保三年（一八三二）に至る五か年に支給、または貸与された諸品の書き付けで、「御預地百姓手宛諸品渡帳」と表紙にある越中砺波郡北野村（現南砺市北野）から入植した三次郎家の文書である。三次郎の家族は夫婦と娘三人という五人の家族構成であった。

越中戸波郡北野村三次郎	家内五人	藤橋村二建
本人	三次郎	四十六歳
妻	いそ	三十八歳
娘	のへ	十四歳
二女	いし	八歳
三女	とめ	四歳

右は谷田村左宗左衛門親類

右ノ通勘定相済申し所也

井手村 松本助十郎利恭〔印〕

天保三年辰十一月二十七日

〔御預地百姓手宛諸品渡帳〕福島県佐々木弘文書

三次郎一家が入植した藤橋村は、現在の福島県双葉郡浪江町藤橋に当たる。浜通りに近い土地に入植した三次郎一家の世話は、諸品渡帳の末尾に「松本助十郎利恭」とある標葉郡の廻村役人である。延べ五年に及ぶ手当物や現金などの支給は、「十二日より 一、百六十五文 膳三人前 一、五百十文 わん五人前」などと日付・金額・件名と諸品渡帳に書かれている。

しかも、それぞれ一件ごとに割印が押されて、実際の支給状況が廻村役人で確認されたことがわかる。しかも、月に三回前後にわたって支給が行われている。それは米・味噌の夫食を始めとして、日用雑貨としての膳・碗・杓子・包丁・味噌桶、そして布団・むしろ・つるべ桶などがある。農具としては山刀・大鎌・稲こき・カマ・砥石類もある。穀物の種として大豆種・そば種・麦種がある。肥料として苗代用のいわし粕もある。これに加えて入植翌年の文政十二年秋の九月から十月にかけて家普請として柱や釘の現物支給、さらに建前並びに造作大工二三人分の扶持米も支給された。

また、天保十一年（一八四〇）の「新百姓取建方万控」とある太田惣右衛門の文書には、入植した新百姓の住居対策が各世帯ごとに行われた記録がある。

例えば小泉村に入植した吉蔵は「潰跡相建」とある。潰跡相建は、空き家の跡地に建てたという意味で、ほかの「古家大破」一軒を含め

て一五軒が潰跡地に建てられている。それは二五軒中の六〇パーセントを占める。天明の飢饉で一三〇〇戸を超える空き家を生じた相馬中村藩では、新百姓の入植には空き家の利用事例は数多かったことを示している。

越中からの三次郎一家の入植には、空き家を利用したか否かは定かではないが、入植の翌年に行われた家普請は倒壊寸前の空き家への入植であった可能性を想定させてくれる。

三次郎への特別支援として、年末の十二月に行われた金一両壹分を三年賦の条件で行われた婿取り縁金支援がある。この返済記録はないが、結婚資金の貸与という対応も行われたことを物語る。

新百姓三次郎に対する諸手当の給付は、入植した文政十一年（一八二八）の十月十二日から開始された。記録は翌年暮れの十二月三十一日までの一年三カ月の間も続き、その支給記録は詳細である。

その後天保三年十一月までの給付は無いが米・味噌などの貸付は続けられた。このように手厚い保護のもとに三次郎一家は娘婿三郎右衛門を迎えて自立していった。

金主による新百姓導入施策といっても、藩当局が積極的に関与した組織的な新百姓導入策であったことが指摘できる。それに比べて関東方面への北陸からの移民記録には、このように藩や天領、そして旗本領が組織的、そして計画的に諸品を支給、貸与し、さらに婿取り資金の貸与が行われたなどという事例は未見である。

政策転換で御頼百姓取立策

商人層の資金を投入する金主百姓取立策は、折から続いた添付の凶

が断片的にあるに過ぎない(3)。

在郷給人による新百姓取立ての資料、木幡文書と太田文書から越中からの移民状況を見ると表Ⅰ「相馬中村藩への越中からの移民家族・手次寺」(木幡彦兵衛文書)、及び表Ⅱ「越中から相馬へ移民した家族」(太田惣右衛門家蔵文書)のようになる。

木幡文書は中郷へ移民した家族で移住前の手次寺、移住先の手次寺がほぼわかる。真宗では旦那寺とはいわずに手次の寺といった。この表には示していないが、この木幡文書では、それぞれの家族が出生した年月日や到着した年月日を見ることが出来る。太田文書は宇多郷へ入植した天保十一年(一八四〇)の書上であるが、移住した年月日は特定できない。しかし、いずれの文書も母村名、家族名、続柄、年齢が書かれている。

次男家族が主体

太田文書の二五組には世帯主が次男か否かは明記されていないが、木幡文書の五八組の世帯主三一人は全てが次男と記され、長男と書かれているのは、この五八組にはない。

五八組の合計人数は三一八人で、平均して一組の家族数が五・四人である。それに比べて太田文書の二五組の平均人数は、三・八八人と木幡文書より少ないが、いずれも妻帯者と子供づれの家族の単位である。木幡文書では、五人家族が最多の一四組で、七人家族が九組、六人家族が一〇組で、四人家族が一〇組である。

また世帯主の平均年齢が四四・七歳で、最高年齢が六五歳の一人である。また、六三歳も一人で六〇歳代が六人いる。しかし、必ずしも

夫婦と子供単位ではない。秋元村の太郎右衛門次男の仁兵衛は五七歳の母を伴っている。是安村の吉左衛門は五八歳の母親と二人だけの入植である。また安川村の市兵衛は六九歳の父親市郎兵衛と妻子五人を伴っているなど、次男世帯主の家族といつても母を伴っている者が五例、父親を伴うものが一例ある。長子相続が主という時期に、二男家族が母親、または父親を伴って入植するというのは、必ずしも入植条件に即応していなかったに相違ない。

殆どの母村は砺波郡の周辺

文化十二年(一八一五)「追年入百姓覚」の木幡文書には、総勢五八組の移民した百姓世帯の名前、年齢などが書かれ、それぞれの家族構成がわかる。そのうち越中からの移民は四八組の八一・四%を占めている。砺波郡から四三組で越中全体の八九・六%と圧倒的に多い比率である。また太田文書にある移民二五組のうちの一四組の家族が越中からで、そのうち砺波郡南部の村が最多の一五組で、婦負郡と新川郡が、それぞれ二組の世帯があるに過ぎない。

木幡文書、太田文書ともに、越中では五箇山を除く砺波平野南部の村々からの出身者が大半を占める。地図「相馬への移民出身地と手次寺」で示したように、地域的には小矢部川と山田河との合流する院林村や石田村などの村々、そして医王山の東側山麓で小矢部川左岸の小山村や荒木村などの村が主である。いずれも中世以来、比較的早くから開発が進められた地域である。しかも河床の跡地や、未開地が比較的多かった砺波平野の扇状部のように、本家が所有する水田を二三名に分与して、つぎつぎと分家を設けるような所と異なつて土地を分与

する余裕がない地帯でもある。

その母村を砺波郡の組所属でみたい。砺波郡には一六の組があり、木幡文書にある一八か村が属する組はいずれも石黒組である。これを天保十三年（一八四二）の「組方諸事留」(2)でみると、石黒組に属する百姓の総数は四、八三九人で、土地を持たない小作人の頭振が一、二四二人である。頭振の比率が二〇・二パーセントとなり、砺波郡の頭振比率平均の一・二・三パーセントでみると山見組の二四・六パーセントについて高い。前者の石黒組には郡奉行が支配する福光町が含まれて、山見組に井波町が含まれている。そのために両組の頭振の比率は高くなっている。しかし、寛政四年（一七九二）の小山村では五〇軒中で頭振は三軒、西勝寺村は二四軒中で二軒、荒木村は四九軒中で二軒とあり、必ずしも他の組に比して頭振の率が高いとは云えない。従って、頭振の比率からだけで移民が増えたとは云えない。したがって土地を持たない貧民層や惰農が移民になったとは云えない。

江戸期の人口分析を行う速水融が「近世農民の地理的移動と階層間移動」(5)で指摘するように、出稼や奉公、そして他への移住がなかったら村内に滞留した余剰労働力を調節することが出来なかつたはずである。

近世初期の砺波郡域では、意図的な新田開発に寛文十三年（一六六七）に郡南部の山田野台地への用水開削で隣接村の二、三男家族七一戸の入植があった。また郡東部では寛文三年（一六六三）の芹谷野用水開削による新田開発で、庄川右岸域の村々からの二、三男家族の入植で、新村の形成があつた(6)が、近世中後期に注目できる砺波地域の新田開発はない。

さらに郡内に散在する在町、いわゆる在郷町である福野町、津沢町、福光町、杉ノ木新町、そして中世に成立した城端町や井波町などの門前町は、周辺村からの過剰労働人口を吸収したが、近世中後期には在郷町の新設もない。

幕末の元治元年（一八六四）の稼送状でみると砺波郡から金沢への奉公人が二、三三三人と二千人を超える。それに比べて射水郡が七七人、新川郡の一四四人と少ない。幕末期における砺波郡の農村人口の流動化が意外に進んで、農村の過剰労働力が周辺の在郷町だけでは吸収できない程に増えていたことを伺うことができる(7)。

入植地相馬へのルート

木幡文書の総勢五八組には、それぞれ出発した月日と到着した月日とが記されている。なかには同時に行動したと推測できる他家族との連れもある。故郷を出るときから他家族とともに行動したらしいのが二組。また三家族で行動したと推定されるのが一例がある。また五家族という大人数で行動したのが一例ある。

近世末期には、蚕種業の盛んな奥州梁川との交流が井波や八尾の蚕種業者らとあり、越中と奥州とは隔絶されたものではなかつた。岩崎敏夫の考察に、移民の会津ルートが多かつたという聞き取りも肯定できる。

また、越中の手次の寺は容易に過所手形を発行し、途中の関所や口留番所の通過は、さほど困難ではなかつたという。若し手形が無いときも、関所近くの旅籠で手形を用意してくれたという(8)。手次の寺で発行しない偽手形を、実際、関東や相馬で見た事がある。

移民ではないが、比較的朱印帳が残っている当時の関東二十四輩巡拝の旅は、殆どが仲間連れであって家族連れではない。これに比べて幼児を伴った相馬への家族連れの旅は困難を極めたことであろう。しかし、相馬への途中である越後各地には由緒ある真宗寺院が多く、二十四輩巡拝の折に宿泊できる寺や、親鸞聖人ゆかりの寺々もあり、それらの寺を頼って移住家族が北上したと考えられる。ただ、入植地の僧などによって旅の困難さが拡大、誇張されて、再び故郷に帰ることの困難さを強調する例話がいくつも伝えられている。

注(1) 「追年入百姓覚」木幡彦兵衛扣 大和田幾雄蔵文書

(2) 「新百姓取建方万控」太田惣右衛門蔵文書

(3) 相馬市赤木 太田宗慈文書『福島県史』

(4) 菊地文書「組方諸事留」『富山県史』近世通史編

(5) 速水融「近世農民の地理的移動と階層間移動」『日本の社会史』

第六卷 一九八八 岩波書店

(6) 佐伯安一「芹谷野の再開」『近世砺波平野の開発と散村の展開』桂書房 二〇〇七

(7) 深井甚三『近世の地方都市と町人』吉川弘文館 一九九五

(8) 深井甚三『幕藩制下陸上交通の研究』吉川弘文館 一九九四

四 真宗門徒の移民

移民受け入れと藩の宗教対策

越中や加賀、越後などから相馬へ移民した大半が真宗門徒であったことが、前に述べた木幡文書の手次寺名からもわかる。そこで先ず真

宗門徒を数多く受け入れた中村藩側の宗教対策についてみたい。

中村藩が出した文政十二年（一八二九）の御頼立百姓万覚二十力条のなかに「入百姓家内之義八何宗ニテモ御当地ニ有之宗門ニ候ハバ其宗門ニ付可申事」とあり、新百姓は真宗門徒に限らざる宗派であつても藩として配慮したことを示している。

藩側の措置を具体的に表すものに、木幡文書の「追年入百姓覚」がある。この覚書にある五八組の世帯には、それぞれの入植前の手次寺と、受け入れ先の寺名と所在地がある。これによつて相馬中村藩側が新百姓導入の事前に宗派に関心を示していたことが解る。関東の諸藩や天領で移民を受け入れた際に、このように事前に母村での寺院を把握したことを裏付ける資料はない。

相馬中村藩は中世以来熊野修験系の信仰が篤くて、真宗寺院が少なかったところである。そこに真宗門徒の移民導入を図るためには真宗寺院を設けることが急務であつた。それを補つたのは越中からきた僧たちであつた。砺波郡二日町村（現南砺市二日町）にある普願寺文書に「拙寺先住之義八奥州相馬中村藩城下正西寺・同国長塚正福寺、右二ヶ寺建立仕、即先住兄弟を住職と致し、当時右二ヶ寺共拙寺伯父二御座候」とある(1)。この兄弟は文化七年（一八一）に相馬を訪れた蘭教であり、続いて訪れた林能を指している。

真宗寺院には、砺波郡の普願寺からやってきた兄弟のほかにも、砺波郡下麻生村（現高岡市下麻生）から本願寺派最円寺の次男廓然が相馬の宇多郡柚木（現相馬市柚木）に来ていた。また文化四年（一八〇七）には越後の光田寺の恵敬が、いまの原町市南新田に小庵を結んで常福寺となつた。いずれの場合も、すぐ相馬の地に寺院を建立したの

ではなく、小庵を結んだ後に寺院を設けている。かれらが設けた真宗の寺院は新百姓の受け入れに大きな役割を果たした。

移民誘致に果した相馬寺院

相馬の正西寺が直接に砺波の各地を訪れて誘致活動を果した可能性が高い。それを想定させるのが、表Ⅱの太田文書である。

この太田文書にある移民家族は、相馬北部の宇多郷にある小泉村や今田村、そして馬場野村へと入植した。砺波郡南部の福光町の小矢部川を挟んだ対岸にある荒木村の吉蔵一家と市三郎一家は小泉村へ、また、医王山の東山麓にある小山村の友蔵一家と半次郎一家は今田村に入った。このように太田家文書の二五組の家族はそれぞれ二つの組でペアを組み各村へと入植した。

明治中期に富山県から北海道に移民した事例では、同じ出身地の家族が集団で砺波団体とか五位団体として集落を形成していった。これとは異なる宇多郷への入植である。新百姓二組家族ごとに入植村を分離する計画的で、しかも藩の意図的な入植が行われたかを物語る。

この宇多郷への計画的な新百姓の導入には、越中側の動向を熟知していた越中出身で、宇多郷の中村城下近くにいた正西寺の蘭教らの現地誘致活動を無視することはできない。後述する城端善徳寺の派遣僧である願立寺観中の書簡が、その間の事情を察知させてくれる。

熱心に砺波各地で相馬への移民を勧誘した蘭教らが示したものに中村藩の積極的な受け入れ策の提示があったに違いない。それは前述した入植者への手厚い物品の支給であり、入植後の心の支えとなる寺坊の存在があったはずである。

さらに自らも体験した相馬の越冬の体験であった。相馬地方は真冬日は平均して二日と温暖で、砺波地方のように軒先までも雪が届く冬の豪雪地帯とは異なり、積雪量は極めて少ない。真夏日も平均一六日としのぎ易い相馬の気候である。それが砺波郡の小山村から八家族という大挙した移民となって現れたのであろう。

地元民との摩擦

中村藩が天保六年（一八三五）に出した論議に、新百姓は他の宗派との交じり合いをしない浄土真宗の門徒が多く、他宗徒との養子縁組などで差し支え人口戸数の増加の障害となっている。つとめて他宗徒との交わりを進めるよう教化するようにとある。いかに新百姓同志の結束が堅く、排他的であると受け止められていたかが伺える。

岩崎敏夫が民俗の立場で、その摩擦事例を『本邦小史祠の研究』であげている。それには、相互の信仰の相違は大きく、移民の集落からは朝夕に、お経の声が聞こえ、老人は、殆どお経を暗誦していた。

相馬はもともと土葬で火葬はなかった。そこに移民が火葬の風習を持ち込んだ。土葬の靈魂観のある所に、人体を焼くという残酷さを持つ真宗門徒は汚れた人種の如く感じられたという。

移民は正月に門松を立てない。神棚を設けず、氏神様もない。雷神様もなく、いつでも田植えをする。友引にも葬式をする。普請をする時、金神も構わず、方角にもとらわれず、正月神も迷信として信じなかった。

しかし、一般に迷信、俗信が少なく、相馬人の目からは「一向宗は一向構わない人たち」と陰口をたたかれた。言葉は加賀弁、因幡弁

表-1 相馬中村藩への越中からの移民家族・手次寺

文化12 (1815) - 天保4 (1833)
木幡彦兵衛文書

A 越中からの移住							
No.	入植の時期	出身の郡村	人 名	年齢	家族	出身手次寺	入植後の手次寺
1	文化12 (1815)	砺波・秋元村	仁兵衛	34	6	秋元村光福寺	馬場野村東福寺
2	"	射水〔開発村〕	八郎右衛門	37	5	開発村妙専寺	馬場野村東福寺
3	文化13 (1816)	婦負・上吉川村	文右衛門	42	6	上吉川村楽入寺	馬場野村東福寺
4	"	婦負・上吉川村	五左衛門	38	6	上吉川村楽入寺	馬場野村東福寺
5	"	砺波・養谷村	吉 蔵	48	4	梅原村以速寺	馬場野村東福寺
6	"	砺波・山見村	清 六	65	7	井波町瑞泉寺	馬場野村東福寺
7	"	砺波・山見村	与左衛門	41	4	井波町瑞泉寺	馬場野村東福寺
8	"	砺波・前田村	与左衛門	36	4	〔前田村相建寺〕	—————
9	"	砺波・苗島村	平左衛門	60	3	野尻村等覚寺	馬場野村東福寺
10	"	砺波・下吉江村	太郎三郎	49	9	—————	—————
11	"	砺波・下吉江村	小三郎	34	6	二日町村普願寺	馬場野村東福寺
12	文化14 (1817)	砺波・松林村	仁兵衛	48	3	福野町西方寺	馬場野村東福寺
13	"	砺波・是安村	吉左衛門	30	2	在房村専徳寺	—————
14	"	砺波・清水村	十右衛門	40	7	院林村常願寺	馬場野村長願寺
15	"	砺波・清水村	次郎吉	41	6	—————	—————
16	"	砺波・光善寺村	弥 助	39	2	光善寺村勝福寺	相馬光善寺
17	文政元 (1818)	砺波・神成村	三郎右衛門	42	6	城端町教念寺	—————
18	"	砺波・石田村	七 助	55	7	石田村空泉寺	原町村常福寺
19	文政2 (1819)	砺波・院林村	伊左衛門	43	5	福野町西方寺	原町村常福寺
20	"	砺波・石田村	八兵衛	43	6	—————	—————
21	"	新川・山生地新村	半右衛門	47	7	同 村専念寺	原町村常福寺
22	"	砺波・院林村	三郎二郎	63	4	福野町西方寺	—————
23	文政3 (1820)	砺波・院林村	文次郎	42	9	福野町西方寺	馬場野村東福寺
24	"	砺波・頼成村	太郎兵衛	42	7	秋元村光福寺	—————
25	"	砺波・安川村	市兵衛	42	8	杉木村真光寺	—————
26	"	砺波・院林村	仁十郎	51	6	福野町西方寺	—————
27	文政4 (1821)	砺波・院林村	宗左衛門	62	10	院林村常願寺	原町村常福寺
28	"	砺波・八塚村	与祖次郎	43	7	在房村専徳寺	—————
29	"	砺波・八塚村	宗左衛門	—	3	在房村専徳寺	—————
30	"	砺波・苗島村	忠左衛門	26	3	—————	中村長願寺
31	文政5 (1822)	砺波・利波河村	市左衛門	55	5	水島村勝満寺	馬場野村正西寺
32	"	砺波・岩木村	嘉右衛門	52	10	城端町善徳寺	—————
33	文政9 (1826)	砺波・安川村	武右衛門	52	5	開発村大乘寺	中村長願寺
34	"	砺波・鴨島村	吉左衛門	38	5	鴨島村善照寺	—————

35	"	砺波・田尻村	弥左衛門	36	4	〔顕徳寺〕	原町村常福寺
36	"	砺波・田尻村	弥十郎	63	3	—————	—————
37	"	砺波・頼成村	源四郎	49	6	頼成村西慶寺	—————
38	"	砺波・山本村	喜左衛門	28	3	—————	中村長願寺
39	文政10 (1827)	砺波・砂子坂村	仁兵衛	39	6	城端町善徳寺	中村長願寺
40	文政11 (1828)	砺波・在房村	利右衛門	47	5	城端町善徳寺	中村長願寺
41	"	—————	桑 次	30	5	—————	中村長願寺
42	文政12 (1829)	砺波・在房村	三次郎	44	5	城端町善徳寺	中村長願寺
43	"	砺波・庄金剛寺村	吉三郎	36	8	庄金剛寺村西蓮寺	—————
44	天保2 (1831)	砺波・是安村	清 吉	50	5	金戸村専徳寺	—————
45	"	砺波・八幡町	久 助	40	7	院林村常願寺	—————
46	"	砺波・井波町	嘉左衛門	50	7	井波町瑞泉寺	—————
47	天保3 (1832)	砺波・晩田相木村	与兵衛	48	4	西島村莊嚴寺	—————
48	天保4 (1833)	砺波・理休村	吉郎右衛門	30	1	—————	—————
B 加賀からの移住							
49	天保3 (1832)	河北・木越村	喜祖右衛門	55	5	木越村福千寺	—————
50	"	河北・木越村	与兵衛	—	4	木越村福千寺	—————
51	"	河北・木越村	喜祖右衛門	54	6	木越村福千寺	—————
C 越後からの移住							
52	文化13 (1816)	〔蒲原・中村〕	次郎兵衛	42	5	〔中村常蓮寺〕	馬場野村東福寺
53	"	蒲原・大別当村	与 作	42	7	大別当村万徳寺	馬場野村東福寺
54	"	蒲原・大別当村	門次郎	36	5	大別当村万徳寺	馬場野村東福寺
55	文化14 (1817)	蒲原・松野尾村	染右衛門	55	4	松野尾村善正寺	相馬 光善寺
56	文政元 (1818)	〔鶴谷村〕	—————	62	5	〔—真応寺 (真言)〕	—————
57	文政9 (1826)	蒲原・大別当村	宗左衛門	52	4	大別当村万徳寺	—————
58	"	蒲原・大別当村	宗左衛門	50	4	大別当村万徳寺	—————
D 陸奥からの移住							
59	文政12 (1815)	信夫・飯坂村	代 八	62	5	〔飯坂村八幡寺 (真言)〕	—————

注1. 「追年入百姓覚 中ノ郷益田村肝入 木幡彦兵衛扣」によって作表。

2. 史料に戸浪郡や上花村などある郡村名は、砺波郡、城端町などに書き換えた。

3. 村名及び手次寺で確認・推定できないものはカッコで示し、史料のままとした。

4. 家族数は本人を含む家族の数値を示した。

5. No.9、No.11、No.18の家族は岩崎敏夫『本邦小祠の研究』に引用がある。

といて非難され、多数を頼りに訛りが嘲笑された。また、加賀は加賀、越中は越中、因幡は因幡というように移民の間でも言葉の相違があった。

加賀者、新立、新百姓という言葉にも卑下する意味があった。移民と土地の人の婚姻が行われることはあまりなく、当初は、移民同志の結婚ばかりで、移民の子孫が土地の人に結婚を申し込んでも許してくれなかったなどと、岩崎敏夫は民俗学の立場から述べている。

通常、新しい入植者は用水の利用権、入会地の利用権などについて既得権のある先住者との間に問題が山積する。宗派や慣習の相違に限らず、種々の摩擦が生ずることは多々あった。

同化への動きは移民した新百姓だけではなく、真宗寺院側も行っていたと推定される。その現れであろうか。過日、相馬市中野にある真宗正西寺を秋色濃い彼岸の日に訪れたときである。寺の本堂は墓参の門信徒で満ち、境内の数多い墓からは線香の紫雲が流れていた。真言宗などの他宗が多い相馬の地で、その地の宗派寺院の慣習に従っている真宗寺院の姿をみた。

手次の寺院同志の関わり

木幡文書の「追年入百姓覚」に、文化十三年（一八一六）に相馬へ出かけた砺波郡苗嶋村の平左衛門が属していた手次の寺は野尻村の等覚寺で、移民先の手次寺は馬場野村の東福寺とある。この史料でみる限り、相互の真宗寺院同志が連携しあつて移民の世話に関わつたと想定できるが、等覚寺は本願寺派（西）であり、受け入れ先の東福寺は大谷派（東）である。この史料にある家族の半数が出身地の手次寺と

受け入れの手次寺は同じ派ではない。移民にとつて東西本願寺の相違は意識になかったためか、両者の手次寺同士が拘泥しなかったかは定かではない。いずれにしても真宗の宗門による組織的な移民関与ではなかったといえる。

真宗門徒と殺生忌避

中村藩の天保七年（一八三六）の新百姓建御扱方の史料に、近領からの新百姓では近くに親族いるために懐かしくなつて出奔したり、元領主からの引き戻しも憂慮され、定着度が低くなる。これからは加賀や、越後、最上、南部などの「遠国モノヲ選」んで対応すべきであるとある。

しかし、遠国の北陸の真宗門徒が勤勉で、しかも殺傷を忌避して間引きをしない新百姓を受け入れたという中村藩の直接的な史料はまだ管見しない。

近世の真宗地帯では、真宗の教義に基づいて殺生忌避が旨とされ、間引きなどという人口調節という慣習は認知されなかったという有元正雄説がある(2)。

この有元説は、真宗の信仰から導かれた殺生忌避などの教えが真宗門徒独自の信仰倫理↓エトスを生み、真宗地帯のメルクマールとしての殺生禁断⇨人口増加、勤勉⇨重労働従業者数、加持祈祷など非合理的信仰の忌避⇨売薬行商人数として現れたとする。近世真宗を分析する澤博勝が指摘するように(3)、有元説には、いくつか論点に無理がある。真宗だけが殺生禁断であつたのではなく、真宗であることが即、間引きのない習俗を生み人口増加となつたというは早計であろう。

表- II 越中から相馬へ移民した家族

天保11年(1840)太田惣右衛門蔵文書

No.	母村名	名 前	年 齢	家族数	入植地	家屋
A 越中・砺波郡						
1	荒木村	吉 蔵	40	7	小泉村	潰跡相建
2	荒木村	市三郎	40	4	小泉村	古家大破
3	小山村	友 蔵	28	4	今田村	潰跡相建
4	小山村	又三郎	38	3	新沼村	"
5	小山村	半次郎	24	5	今田村	"
6	小山村	七兵衛	51	5	大曲村	"
7	小山村	市右衛門	45	6	坪田村	"
8	小山村	九郎右衛門	38	4	坪田村	"
9	小山村	作左衛門	52	7	富沢村	"
10	坂本村	次郎七	43	6	仏立村	自分建て
11	湯谷村	吉祖次郎	21	2	———	自分建て
12	西勝寺村	多三郎	31	3	成田村	家なし
13	福野村	宗 助	21	2	———	自分建て
14	開発村	与惣左衛門	27	2	馬場野村	御上建て
15	刀利村	与祖六	52	4	馬場野村	御上建て
B 越中・婦負郡						
1	下瀬村	多三郎	25	2	磯部村	潰地相建て
2	板倉村	多右衛門	41	6	浦蒲村	御定拝借地
C 越中・新川郡						
1	吉原村	助 八	30	4	蒲庭村	御定拝借地
2	新保村	左兵衛	49	4	蒲庭村	潰跡相建
D 越後・蒲原郡						
1	千嶋屋村	多次郎	32	6	本笑村	潰跡相建
2	千嶋屋村	□左衛門	21	2	本笑村	潰跡相建
3	菅谷村	平 蔵	40	3	新田村	潰跡相建
4	新田村	吉 蔵	20	2	蒲庭村	御上建て
E 越後・頸城郡						
1	近江村	勘兵衛	67	2	蒲庭村	潰跡相建
F その他						
1	市郎左衛門		—	2	———	御上建て

資料：「新百姓取建方万控」天保11年5月 太田惣右衛門蔵文書

さらに真宗門徒が則、勤勉であるとする通俗道徳も即断すぎる。もつと豪雪地帯の暮しなどの他の要素を加えた考察がほしい。有元説では養蚕地帯では殺生行為として繭中の蛹を殺すから、真宗地帯では養蚕

が行われないといいたが、砺波郡の城端の絹織物地帯では養蚕忌避としないとするなど矛盾もある。ちなみに砺波郡一帯の養蚕地帯では関東や信州あたりと異なっておりカイクのサナギを食するという習慣は

ない。

殺生忌避や勤勉の慣習については、前述した冬の長い豪雪地帯としての特性に加えて、比較的安定した肥沃な耕地の砺波扇状地に展開する真宗篤信地域に存在する信仰形態にも注目すべきである。

それは、本山―末寺―門徒という縦の系列による信仰形態だけではなく、ほぼ一つの集落を単位とした講組織の存在がある。二十八日講とか、十日講というように毎月定期的な開かれ、必ずしも僧侶を含んでいない信仰の集いがある。この信仰を共有する横の連帯性にも注目して砺波地方の特性をもっと深めた研究が必要である。近世末から近代にいたる通俗道徳を分析する安丸良夫の「砺波人の心性」(4)は有元説などにも言及し、農業生産力に触れているが、近世における砺波地方の講組織としての地域分析までには到っていない。

相馬へ訪れた越中の寺僧

砺波郡北野村(現砺波市北野)の願立寺観仲が、幕末期の相馬中村藩の真宗寺院の動向を伝えている(5)。越中触頭役の城端善徳寺から派遣の僧として、安政年間に関東各地の真宗移民を数か年にわたり訪れて報恩講を営んだ願立寺観仲がいる。

観仲が訪れたのは善徳寺や願立寺門徒の移住者に限ったものではなかった。願立寺の門徒で相馬や関東へ移民したのは「相馬へ四軒、常州へ六軒、江戸へ四軒」という程度に過ぎなかった。

その願立寺観仲が関東方面の越中出身の真宗門徒の移民と同様に、相馬中村藩へも報恩講を営むために出かけた。安政五年(一八五八)五月に城端善徳寺に宛てて書簡を送った観仲は、相馬のことは帰郷し

た折に、面談で詳細を申し上げたいとしながらも「相馬での一寺で唯僧きは彼の地の中村正西寺」として真宗寺院の正西寺に対して悪意を極度にあらわしている。

さらに常陸の稲田から十一月十三日付で、善徳寺あてに出した書簡で「相馬領分二八百軒越中者之と給り候」とし、「相馬領之義中村正西寺、他国領禁制と地頭風を吹せ、私共を領内退去候やう二世間高評、御坊所も御外辺甚夕悪ク残念之事二御座候、元来、相馬領新百姓者一軒も国方より送り之出夕者一人もなく、国元手次寺より切紙者、向之寺江遣候人一人もなく皆々盗物二御座候。此義を加州様江内々御断り被成てハ云何と被存候」などと述べている。中村の正西寺が地頭風を吹かせ、訪れた観仲に領内からの退去を求めよう世間に触れたために、寺方でも門徒方でも悪い評判を広げていることは残念である。もともと、相馬へ移民した者は、一軒も国方から送られた者ではなく、国元の手次寺から出された切紙(過所手形)は、向こうの寺へ出したものは一人もなく全て盗んだものである。このことを加賀の殿様へお話ししたらなんと仰せられるだろうかという趣意を書き綴っている。

善徳寺の使僧として相馬へも出かけた観仲であったが、故郷からわざわざ訪れた僧を待つ移民や真宗寺院の歓迎はなかった。却って反感を持って迎えられたと強く感じた観仲であった。しかし、相馬では観仲が訪れた越中からの移民たちは、それなりの志納金をつぎのように納めた。

一、二百五拾文 去十二月十二日 相馬中村にて

一、三百九拾文 右 同断

一、五百六文 二月九日 常州笠間にて

一、金武朱 三月 いなだにて

(「観仲の城端善徳寺あて書簡」善徳寺文書)

その翌年、観仲は再び常州笠間、稲田方面に向かつて各所で報恩講を営み、越中城端の善徳寺に志納金を送っている。それは好意を持って迎えなかつた相馬を訪ねることを断念したことには他ならない。

二宮仕法と移民

相馬中村藩は藩政の改革をさらに進めるために、二宮尊徳の許諾をえて尊徳の門弟で、しかも同藩士の富田高慶の手で藩の立て直し仕法を行った。

そして藩主を始め藩士や農民に至るまで二宮仕法の窮民の撫育、難村の再生に精力的な取り組みが続けられた。村人には至誠、勤労、推譲、文度の四力条が説かれ、具体的な農業経営、技術の指導が行われた。仕法が廃止された明治四年（一八七一）までの二十七年間に一〇一カ村で仕法が行われ、五五カ村で仕法が完了したという。その間も新百姓導入策が相変わらず人口増加策として続けられた。

そのなかで越中砺波郡から入植した新百姓家族たちは、異境の地で二宮仕法の報徳精神に支えられ、母村に根付いていた精励の心や、深い信仰の心を持って異郷相馬の地に同化し定着していった。関東諸藩へ入植した北陸移民の多くが、当初入植した地に受け入れられず、流浪の末にようやく定着した事例は数多い。それに比して相馬へ入植した移民の殆どが、宗派上の相違や習俗的な摩擦を越えて当初の地に定着していった。その背景には、村単位で村民自らが農村問題に取り組む藩あげでの二宮仕法の成果があった。

注(1) 安政七年正月「常州で一寺建立につき願書」普願寺文書『福野町史』古文書編

- (2) 有元正雄『宗教社会史の構想―真宗門徒の信仰と生活―』吉川弘文館 一九九七
- (3) 澤博勝『近世の宗教組織と地域社会』吉川弘文館 一九九七
- (4) 安丸良夫「砺波人の心性」『文明化の経験―近代転換期の日本―』岩波書店 二〇〇七
- (5) 善徳寺文書「常州稲田山等願い立寺巡行」

まとめにかえて

近世末期における広範囲な地域への人々の移動は、単なる物見遊山や寺社の参詣に止まらず、家族ぐるみの移民も伴っていた。人々の移動は単なる人口の移動ではなく、近世の閉鎖的な地域の風習や生産技術をも伝承していった。それは新しい社会構造を変質させる基底ともなっていくことになる。

本稿は、相馬にある中規模藩の中村藩が行った新百姓導入策を越中砺波郡からの真宗移民の動向を、相馬地方に残る数少ない史料を基に相馬六郷のうち宇多郷と中郷にかかわる史料に基づいて論考したために内容も局部的に止まった。また移住家族の母村地域の農村構造、階層分析によって近世末期の人口動態の変容、特に各村の人口帳による二、三男家族の同居家族、複合家族の存在を確かめて考察すべき残された課題も多々ある。

この相馬移民の論考は、相馬の現地調査を機縁にして、福島県浪江

町の佐々木弘氏や、相馬市の岩本由輝氏らにも多大な史料調査の教示をいただいた。改めて感謝したい。

また相馬から佐々木弘氏や、同地の常福寺広畑住職一行が砺波地方の各地を巡ね訪れられ折、一行の上野昭平氏の先祖の地である現金沢市田島を案内した機縁もあった。加賀奉書の生産地二股谷の和紙漉き技法が相馬へ伝承されたことも、この折に知った。富山柿、加賀柿が相馬の地に移植されているというから、移民という人の動きは、生産の技術も伝承し、果樹も伝えたのである。

近年、南砺市二日町の普願寺門徒の人々がバスで相馬市へ訪れて、交流を深めたことも聞いた。相馬への移民は、現在も民間の交流を生み出して、それも絶え間なく続いている話を聞くと、その裏付けとなる移民研究がより深まることが望まれてならない。

(せんしゅう けんじ 砺波散村地域研究所 所員)